

神奈川県

保健福祉局生活衛生部環境衛生課

神奈川県水道水質管理計画

まえがき

本県では平成5年に神奈川県水道水質管理計画を策定いたしました。その後、平成16年4月に行われた水道水質基準の大幅な改正などに対応するため、平成17年3月に全面的に改定し、現在に至っています。

前回改定からこれまでの間に、国は、平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う、福島第一原子力発電所からの放射性物質の飛散に関連して、水道水中の放射性物質のモニタリングの強化や指標の見直しを行いました。また、平成24年5月に利根川水系の浄水場においてホルムアルデヒドが水質基準値を超えて検出され、大規模な断水が発生したことを受け、国は、再発防止の観点から、万一原水に流入した場合に浄水処理過程で塩素などと反応しホルムアルデヒドなどの人の健康に影響を及ぼす物質を生成しやすい物質を新たに「浄水処理対応困難物質」として位置づけ、注意喚起を行っています。これらに代表されるように水道水質管理に関して様々な変化が生じています。

今般、現行計画の計画期間が平成28年3月をもって終了することから、 前回改定後の変化を考慮し、計画を改定することといたしました。

本計画は、水道事業者等が適正かつ計画的に水質検査を行うとともに、体系的・組織的に県内の主要な水源の水質を監視し、水道の安全確保に資することを目的としております。この目的を達成するためには、各水道事業者、専用水道設置者、水質検査機関及び行政機関をはじめとする関係各位の緊密な連携が必要になることはいうまでもありません。今後も本計画の推進についてより一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

県民の健康被害を未然に防止し、安全な水を安定的に供給することがます ます重要な課題となっており、本計画がその一助となれば幸いです。

平成28年3月

神奈川県保健福祉局生活衛生部環境衛生課長

太田康

神奈川県水道水質管理計画 (平成28年3月)

目 次

	基本万針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	神奈川県における水道事業等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	水質検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(2 (3 (4	l)水質検査項目 5)検査結果の報告	9
	水質検査施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	水質検査の技術向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
7 (1 (2)連絡調整体制に関する基本方針	6

1 基本方針

(1) 計画の目的

この計画は、水道水質基準の改正、水質管理目標設定項目の見直し等に伴う検査項目の増加や検査方法の変更、検査技術の高度化等に対応して、神奈川県内の水道事業者等が適正かつ計画的に水質検査を行うとともに、体系的・組織的に県内の主要な水源の水質を監視すること及び関係機関と緊密に連携することにより、県内の水道の安全を確保することを目的とする。

(2) 目標年次

目標年次は平成37年度とするが、水道法、水道水質基準等関係法令の改正、水道 事業者等を取り巻く社会情勢等、計画内容に係る諸条件の変化により、必要に応じて 適宜見直すものとする。

(3) 計画の内容

この計画では、水質検査に関する事項、水質監視に関する事項、水質検査の技術向上に関する事項、関係機関の連絡調整に関する事項及びこれらに関連する事項について定める。

2 神奈川県における水道事業等の概要

平成26年度の神奈川県における水道事業等の内訳は、次のとおりである。

① 水道事業

37事業(上水道:国認可8、県認可12、全て公営、

簡易水道:公営13、その他4)

② 水道用水供給事業

1事業(国認可、一部事務組合)

③ 専用水道

495施設

(H27.3.31 現在、専用水道は H26.3.31 現在)

神奈川県内の水道事業者、水道用水供給事業者、専用水道の設置者はその規模、水質検査体制等が様々であるため、本計画では、国認可大規模水道事業者、国認可中規模水道事業者、県認可公営水道事業者、県認可公営簡易水道事業者、県認可組合営簡易水道事業者、専用水道の設置者の6種類に類型化する。(表1-1、1-2)

このうち、国認可大規模水道事業者(大規模な4水道事業者とこれらの水道事業者に 水道水を供給する水道用水供給事業者)において、神奈川県における給水人口の 92.1%を占めている。

表 1-1 神奈川県における水道事業者、水道用水供給事業者の現状

水道事業者等の分類	水道事業者等	水道事業	給水人口 (千人)
国認可大規模水道事業者 (4水道事業、	神奈川県	神奈川県水道事業	2788. 9
1 水道用水供給事業)	横浜市	横浜市水道事業	3702.0
	川崎市	川崎市水道事業	1453. 4
	横須賀市	横須賀市水道事業	407.0
	神奈川県内広域水道企業団 (水道用水供給事業)	神奈川県内広域水道企業団 水道用水供給事業	_
国認可中規模水道事業者 (4水道事業)	小田原市	小田原市水道事業	177.8
(4 小垣 事未)	三浦市	三浦市水道事業	46. 0
	秦野市	秦野市水道事業	168. 9
	座間市	座間市水道事業	129. 0
県認可公営水道事業者 (12水道事業)	南足柄市	南足柄市水道事業	42.8
	中井町	中井町水道事業	9. 9
県認可公営簡易水道事業者 (13簡易水道事業)	大井町	大井町水道事業	17. 3
	4/\ m mr	松田町水道事業	9. 2
	松田町	寄簡易水道事業	1.8
		山北町水道事業	9. 2
		谷ケ簡易水道事業	0. 29
		透間簡易水道事業	0. 08
		箒沢簡易水道事業	0. 03
	山北町	川西簡易水道事業	0. 18
		瀬戸簡易水道事業	0. 02
		三保簡易水道事業	0. 74
		共和簡易水道事業	0. 17
		清水東部簡易水道事業	0. 15
	開成町	開成町水道事業	16. 8
	箱根町	箱根町水道事業	5. 7
	神奈川県	神奈川県箱根地区水道事業	6. 4
	真鶴町	真鶴町水道事業	7.5
		湯河原町湯河原水道事業	3.4
	湯河原町	湯河原町吉浜水道事業	15. 1
	愛川町	愛川町水道事業	28. 4

(H27.3.31現在・給水人口はH26.3.31現在)

表1-1 神奈川県における水道事業者、水道用水供給事業者の現状

水道事業者等の分類	水道事業者等	水道事業	給水人口 (千人)
県認可公営簡易水道事業者 (13簡易水道事業)		青根簡易水道事業	0.66
(==1,430,47,20,43,47)	相模原市	葛原簡易水道事業	0. 23
		牧野中央簡易水道事業	1.0
	清川村	清川村簡易水道事業	3. 2
県認可組合営簡易水道事業者 (4簡易水道事業)	宮下簡易水道組合 (湯河原町内)	宮下簡易水道事業	4. 67
	城堀簡易水道組合 (湯河原町内)	城堀簡易水道事業	2. 45
	上野山簡易水道組合 (湯河原町内)	上野山簡易水道事業	0. 05
	牧郷簡易水道組合 (相模原市内)	牧郷簡易水道事業	0. 16

(H27.3.31現在・給水人口はH26.3.31現在)

表1-2 神奈川県における専用水道の現状

原水種別	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	藤沢市	左記以外	合計
自己水源のみの施設数	5	0	6	1	0	92	104
水道水受水施設数	83	17	16	3	23	66	208
水道水・自己水源併用施設数	66	19	23	0	11	64	183
合 計	154	36	45	4	34	222	495

(H26.3.31現在)

3 水質検査

(1) 水質検査の現状

平成26年度における水質検査の現状は表2-1、2-2のとおりである。 各事業者は、毎年度水質検査計画を策定し、これに基づき検査を実施している。

ア 国認可大規模水道事業者

これらの水道事業者等は、自らの水質検査施設において水道水質基準の他、水質管理目標設定項等の高度な水質検査を実施できる能力を持ち、固有水源の監視から、原水の監視、浄水工程管理、給水栓における水質管理、クリプトスポリジウム等及び指標菌の検査までを自らが実施している。水道水質基準や水質管理目標設定項目に適応した専門的な水質検査施設及び検査技術を有しているが、要検討項目や放射性物質等については一部、外部の検査機関に委託を行っている。また、平成27年度より、4水道事業者(神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市)及び神奈川県内広域水道企業団で設立した広域水質管理センターにおいて、共通の水源の監視を実施している。

イ 国認可中規模水道事業者

基本的には登録検査機関に検査を委託しているが、小田原市水道事業においては、 小規模な自己検査施設を持ち一部の水質検査及び工程管理を行っている。

また、農薬を含む一部の水質管理目標設定項目、クリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を登録検査機関に委託している。

ウ 県認可水道事業者

全ての水道事業者は登録検査機関に水道水質基準項目の検査を委託している。水質 管理目標設定項目については、一部の事業者を除いてほとんど実施していない。

クリプトスポリジウム等及び指標菌の検査は必要に応じて登録検査機関に委託している。

エ 専用水道の設置者

全ての専用水道の設置者は登録検査機関に水道水質基準項目の検査を委託している。

水 水 水 浄 IJ 1] 毎色 道 質へ 晳 水 放 水 管農 管 要 饥 そ 要 σ \mathbb{R} \mathbb{R} 放射 理農 日濁 質 理薬 検 理 \mathcal{O} 事 検 他 ス指 ス 射性 1標. 原 検 基 目 類 討 築 他 ŋ ポ標 ポ 計 \mathcal{O} ッカリ 性セ 查 準 標を _添類 農 の \mathcal{O} 業 項 農 リ菌 物シ 項 目 毒 項 遬 \top 項 設除 ジ Ħ 薬 質ウ 定 程 定く 者 水道事業者等 ウ ゥ Δ 粨 項し 項 管 A A 目 目 玾 等 쑄 쑠 0) 自 分 ㄹ i 託 己:託 託 託 託 己 託 己 己 託 гi 己 己 己 託 己 託 託 己 託 己 託 検 類 査 查 查量查 查量查 查量查 查 查 查量查 查量查 查量查 查量查 查 査 查量查 查量查 神奈川県企業庁 010 010 $\square \mid \times$ \bigcirc \times \bigcirc X $\bigcirc \mid \times$ \bigcirc \times $\bigcirc \mid \times$ $\bigcirc \ \ \ \times$ $\bigcirc \ \ \ \times$ $\bigcirc \mid \times$ $\bigcirc \mid \times$ 玉 横浜市 oio oix \Box i× \circ i× \circ i× oixoixoixoixoix認 可 大 規 川崎市 $0 \times$ \bigcirc \times \square X \bigcirc i \times 010 \bigcirc $| \times$ \bigcirc $| \times |$ \bigcirc $| \times$ OIXi O \bigcirc $| \times$ $\times 1 \times$ × 模 事 10 $\times | \times$ \circ \times \circ \times \circ \times \circ \times $0 \mid \times$ 業 横須賀市 $\bigcirc \mid \times$ $\bigcirc \ \ \ \times$ $\square \mid \times$ $\bigcirc \mid \times$ \times \bigcirc \times 神奈川県内 oix \circ i \times \Box i \times \circ i \times oio \circ i \times oixoixoixoixOixoio 広域水道企業団 0!0 小田原市 0!0 0!0 $\times ! \circ$ $\times ! \circ$ \times \mid \times \times | \times 0!0 $\times ! \circ$ $\times ! \circ$ $\times ! \circ$ $\times ! \circ$ 玉 認 可 三浦市 010 \times \mid \circ \times \downarrow \circ $\times \mid \times$ \times \times $\times \downarrow \times$ $\times \downarrow \times$ $\times \mid \times$ $\times \mid \times$ $\times | \times$ $\times \mid \times$ XX 中 規 模 秦野市 \circ i \times \times i \square \times i O \times i O \times i O \times i O \times i \circ \times i \cap 0 $\times i O$ \times i \times \times i \times \times i 事 業 者 座間市 0!0 $\times ! \circ$ $\times ! \circ$ $\times ! \circ$ \times \Box $\times ! \times$ \times ! \times $\times ! O$ $\times ! O$ 0 \times

表2-1 国認可水道事業者、水道用水供給事業者における検査の現状

表2-2 県認可水道事業者等における検査の現状

					丞		- 2 .		****		亲石		,	<i>-</i>						ı					
水道		_	(色			水質	$\widehat{}$	水質					æ.	۲	E	治力	k	クリプ		クリプ			(放		7
事		日日	- 濁	力質	重	管理	薬	管理	(農	身	更全	县村	是	0	り 也	Đ	卫 里	トス	指	トス		放 射	射	(その
業		使 査	9	当	甚	目標	を	目標	(農薬類	言巧	寸	計	寸	0	ー り 農	0	等 り	ポ	·標 菌	. 1.9		性物	セ	(也の
者	水道事業者等	項目	消毒	ij E		設定	<	定)	É		多类	론 頁	习	· 東 頁	看	呈	ジウ		ジウ		質			頁 目
等			<u> </u>			項目	$\overline{}$	項目						7	> 4	包		ム等		ム等			_		
の																		77		-13					
分		自己	委託	自己	委託	自己	委託	自己	委託	自己	委託	自己	委託	自己	委託	自己	委託	自己	□ 委 □ 託	自己	 	自己	委託	自己	_ 委 託
類		検査	検査	検	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検	検査	検査	検査	検査	検査	検	検査
							<u> </u>						<u> </u>								<u> </u>				i I
	南足柄市	0	×	×	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	×	0	×	0	×	×
	中井町	0	×	×	0	×	×	×	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	×	0	×	0	×	×
	大井町	0	×	×	0	×	0	×	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	0	×	×
県認	松田町	0	×	×	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×		×	0	×	×
可公営	山北町	0	×	×	0	×	×	×	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	×	0	×	0	×	×
水道事	開成町	×	0	×	0	×	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	×	×	×	0	×	×
業者	箱根町	0	0	×	0	×		×	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	0	×	0	×	0
	真鶴町	0	×	×	0	×	0	×	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	0	×	0
	湯河原町	×	0	×	0	×	×	×	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	×	0	×	0	×	×
	愛川町	0	0	×	0	×	0	×	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	0	×	0	×	×
公営	相模原市	0	×	×	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×		×	0	×	×
簡水	清川村	0	×	×	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	×	0	×	0	×	×
	宮下	0	×	×	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×		×	0	×	×
組合営	城堀	0	×	×	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×		×	0	×	×
宮簡水	上野山	0	×	×	0	×	0	×	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	×	0	×	0	×	×
	牧郷	0	×	×	0	×	×	×	0	×	×	×	×	×	0	×	×	×	×	×	0	×	×	×	×
			_	_	_		_				_		_	_	_		_	_	_		-	_	7. 3.	_	

(H27.3.31現在)

注 (検査の実施)
○:実施している
×:実施していない
□:亜塩素酸、二酸化塩素又は有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)を除く項目について実施。

(2) 今後の水質検査体制の整備

ア 国認可大規模水道事業者

自己の水質検査施設の整備・充実を図り高度な水質検査技術の維持向上に努めるとともに、引き続き、毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定し、水質検査計画に基づく適切な水質検査を実施する。主要な水源については、水道水質基準の他に水質管理目標設定項目についても適切な検査を実施するとともに、水道水質基準及び水質管理目標設定項目以外の項目についても、必要に応じて実施し、実態の把握に努める。耐塩素性病原生物であるクリプトスポリジウム等は、水道水を介して感染症を引き起こす可能性があることから、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」(平成19年3月30日付健水発第0330005号)(以下、「指針」とする。)に基づき、引き続き、必要に応じて原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施する。放射性物質については、「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」(平成24年3月5日付健水発0305第2号)に基づき、引き続き、モニタリングを行う。

また、定期、臨時の水質検査の他に日常の工程管理、原水の保全や監視、施設の整備・充実、給水装置の適正管理、利用者の意見等に留意した、高度な水質検査体制の維持向上に努める。

危機管理対応時の水質検査等の対応について、他の水道事業者や専用水道設置者から要請があった場合は、必要に応じて支援を行う。

貯水槽水道については、水質管理が適切に行われるよう、受水する貯水槽水道の設置者に対して供給規程に基づく適切な助言、情報提供及び水質検査を必要に応じて実施する。

イ 国認可中規模水道事業者

引き続き、毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定し、水質検査計画に基づく適切な水質検査を登録検査機関に委託して実施するが、必要に応じて自己の水質検査施設による検査を行う。委託にあたっては、書面による委託契約を行い、危機管理対応時の水質検査について支障のないよう特に留意する。また、委託先の精度管理の実施状況にも留意する。主要な水源については、水道水質基準の他に水質管理目標設定項目についても検査を実施するとともに、水道水質基準及び水質管理目標設定項目についても、必要に応じて実施し、実態の把握に努める。指針に基づき、引き続き、必要に応じて原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施する。放射性物質については、「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」(平成24年3月5日付健水発0305第2号)に基づき、引き続き、モニタリングを行う。

また、定期、臨時の水質検査の他に日常の工程管理、原水の保全や監視、施設の整備・充実、給水装置の適正管理、利用者の意見等に留意した、より高度な水質検査体制の確立に努める。

貯水槽水道については、水質管理が適切に行われるよう、受水する貯水槽水道の設置者に対して供給規程に基づく適切な助言、情報提供及び水質検査を必要に応じて実施する。

ウ 県認可水道事業者

引き続き、毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定し、水質検査計画に基づく適切な水質検査を登録検査機関に委託して実施するが、委託にあたっては、書面による委託契約を行い、危機管理対応時の水質検査について支障のないよう特に留意する。また、委託先の精度管理の実施状況にも留意する。水質管理目標設定項目の検査については、水源や施設の状況、統合広域化、利用者の意見等を充分考慮し積極的に取り組むなど、より高度な水質検査体制の確立に努める。指針に基づき、引き続き、必要に応じて原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施する。放射性物質については、「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」(平成 24

年3月5日付健水発0305第1号)に基づき、引き続き、モニタリングを行う。

貯水槽水道については、水質管理が適切に行われるよう、受水する貯水槽水道の設置者に対して供給規程に基づく適切な助言、情報提供及び水質検査を必要に応じて実施する。

エ 専用水道の設置者

引き続き、毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定し、水質検査計画に基づく、適切な水質検査を登録検査機関に委託して実施するが、委託にあたっては、書面による委託契約を行い、危機管理対応時の水質検査について支障のないよう特に留意する。また、委託先の精度管理の実施状況にも留意する。

水質検査計画の策定、水質検査の実施に当たっては、必要に応じて、関係行政機関、 水道事業者、登録検査機関の技術的助言を受けるものとする。

自己水型及び併用水型の専用水道においては、指針に基づき、引き続き、必要に応じて原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施する。

才 神奈川県保健福祉局

水道事業者等が行った水質検査結果について、必要に応じて報告を受け、とりまとめを行う。報告を受けた水質検査結果のレビューを行い、必要に応じて水道事業者等により適正な対応が図られていることを確認する。また、水道事業者の水質検査を補完し、県内の水道水質管理の向上に資するため、必要に応じて主要水源等におけるクリプトスポリジウム等の病原生物、水質管理目標設定項目、要検討項目及び水道法未規制物質の調査その他を実施する。水道事業者、専用水道設置者における水質検査等の対応について、支援を行う。

表3 水道事業者等における平成27年度以降の水質検査の計画

区分	名 称	水質基準項目	水質管理目標設定項目(農薬類を除く)	水質管理目標設定項目(農薬類)	要検討項目	要検討農薬類	その他の農薬類	浄水処理等の工程管理	クリプトスポリジウム等指標菌	クリプトスポリジウム等原虫	放射性物質(放射性セシウム)	その他の項目
国	神奈川県企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	•	0	0
認可士	横浜市	0	0	0	0	×	×	0	0	0	0	0
大規模	川崎市	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0
規模事業者	横須賀市	0	0	0	×	×	0	0	0	0	0	0
者	神奈川県内 広域水道企業団	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中	小田原市	0	0	0	0	×	×	0	Δ	0	0	0
- 規模事業者	三浦市	0	Δ	×	×	×	×	×	×	×	×	×
事門業	秦野市	0	0	0	0	×	×	0	0	0	0	0
者	座間市	0	0	0	×	×	×	×	0	0	0	×
	南足柄市	0	×	×	×	×	×	×	0	0	0	×
	中井町	0	×	0	×	×	×	×	0	Δ	0	×
県	大井町	0	0	0	×	×	×	×	0	Δ	Δ	×
県認可公営水道事業者	松田町	0	×	×	×	×	×	×	0	0	Δ	×
公営	山北町	0	×	0	×	×	×	×	0	0	0	×
水道	開成町	0	0	×	×	×	×	×	0	Δ	0	×
事 業	箱根町	0	0	0	×	×	×	×	0	0	0	0
有	真鶴町	0	0	0	×	×	×	×	0	Δ	0	0
	湯河原町	0	×	0	×	×	×	×	0	0	0	×
	愛川町	0	0	0	×	×	×	×	0	0	0	×
水	相模原市	0	×	×	×	×	×	×	0	0	0	×
事簡可業易	清川村	0	×	×	×	×	×	×	Δ	Δ	0	×
易製	宮下 (湯河原町内)	0	×	×	×	×	×	×	0	0	0	×
易水道事業者県認可組合営簡	城堀 (湯河原町内)	0	×	×	×	×	×	×	0	0	0	×
事常合営	上野山 (湯河原町内)	0	×	×	×	×	×	×	0	0	0	0
者簡	牧郷 (相模原市内)	0	×	0	×	×	0	×	Δ	0	Δ	×
専月	用水道設置者	0	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ

注 ◎:全ての水道施設において、自己検査施設又は登録検査機関等に委託して実施
●:主要な施設において自己検査施設により実施
○:主要な施設において登録検査機関等に委託して実施
▲:必要に応じて実施(自己検査または委託)
△:必要に応じて実施(委託)
×:実施予定はない

4 水質監視

(1)目的

神奈川県内の主要な水道水源について水質管理目標設定項目等に係る水質の監視を体系的・組織的に実施し、将来の水道水質管理に反映させていくことを目的とする。

(2) 水質監視地点、実施頻度

水質監視地点(原水採水地点)及び実施頻度は、国認可大規模水道事業者に係わるものは表4-1、国認可中規模水道事業者に係わるものは表4-2及び県認可水道事業者に係わるものは表4-3のとおりとする。

なお、水質監視地点の概略地図を図1に示す。

(3) 水質監視の実施主体

ア 国認可大規模水道事業者、国認可中規模水道事業者による水質監視は、各水道事業者が実施する。

イ 県認可水道事業者における水質監視は、県保健福祉局が実施する。なお、水道事業者が自主的な判断に基づいて水質管理目標設定項目等に係る検査を実施することを妨げるものではない。

(4) 水質検査項目

水質監視は原水で実施することを原則とするが、消毒副生成物については監視地点に係る浄水について給水栓で実施する。

なお、水質監視に係る検査項目等については表5のとおりとする。

(5) 検査結果の報告

県認可水道事業者においては、水質監視に基づく検査を実施したときは、検査結果を定期的に県保健福祉局生活衛生部環境衛生課に報告する。ただし、水道水質基準に適合しないなど、明らかに異常な検査結果が得られた場合は、速やかに県保健福祉局生活衛生部環境衛生課等関係機関に連絡する。

(6) その他

県認可水道事業者においては、監視地点、検査項目及び実施頻度の見直し等の必要が生じた場合は、県保健福祉局生活衛生部環境衛生課と協議し決定する。

表4-1 国認可大規模水道事業者における水質監視地点

地図	水源名(原水取水地	点)	水質監視地点(原	原水採水地点)	水質監視地点に係	る浄水採水地点		主な		水質監視
番号	名 称	水源の 種 類	名称	所在地	名 称	所在地	浄水施設名称	浄水方法	実施回数	実施者
1	相模川 (寒川取水堰)	表流水	寒川共同沈砂池	寒川町宮山	藤沢市内給水栓	藤沢市大庭	寒川浄水場	急速ろ過		
2	大山川	表流水	大山浄水場着水井	伊勢原市大山	伊勢原市内給水栓	伊勢原市大山	大山浄水場	膜ろ過		神奈川県企業庁企
3	早戸川	伏流水	鳥屋浄水場着水井	相模原市緑区鳥屋	相模原市内給水栓	相模原市緑区青野原	鳥屋浄水場	急速ろ過		業局
4	水土野水源	湧水	紫外線処理設備棟 (下湯配水池内)	箱根町仙石原	箱根町内給水栓	箱根町宮城野	水土野水源	紫外線		
5	道志川 (鮑子取水ぜき)	表流水	川井浄水場	横浜市旭区上川井町	十日市場だんご山公園	横浜市緑区十日市場町	川井浄水場	膜ろ過		
6	相模湖 (沼本取水口)	ダム放 流水	西谷浄水場	横浜市保土ケ谷区川 島町	高島中央公園	横浜市西区みなとみ らい	西谷浄水場	急速ろ過		横浜市水 道局
7	相模川 (寒川取水口)	表流水	小雀浄水場	横浜市戸塚区小雀町	弥生台南公園	横浜市泉区弥生台	小雀浄水場	急速ろ過	年4回	
8	相模川	表流水	長沢浄水場着水井	川崎市多摩区三田	川崎市上下水道局本庁舎*	川崎市川崎区砂子	長沢浄水場	急速ろ過		川崎市上 下水道局
9	走水系	湧水	走水水源地	横須賀市走水	横須賀市内公園*	横須賀市二葉	走水水源地	膜ろ過		横須賀市 上下水道
10	相模川系	表流水	有馬浄水場着水井	海老名市中河内	横須賀市内ポンプ所*	横須賀市深浦	有馬浄水場	急速ろ過		局
11	相模川 (社家取水堰)	表流水	社家取水管理事務所吸 水井	海老名市社家	太田和調整池	横須賀市平作	綾瀬浄水場	急速ろ過		
12	酒匂川 (飯泉取水堰)	表流水	飯泉取水管理事務所導 水管	小田原市飯泉	十十分小 地 上 4	按派士如 且反 1.十十	正 巨 汨 冷 小 相	急速ろ過		神奈川県 内広域水 道企業団
13	相模湖(淵野辺接合井 経由で導水)	湖水	弁天橋(沼本調整池)	相模原市緑区若柳	末吉給水地点*	横浜市鶴見区上末吉	西長沢浄水場	急速ろ過		

^{*} 他の水源からの水を混合して給水している。

表4-2 国認可中規模水道事業者における水質監視地点

地図	水源名(原水取水地	点)	水質監視地点(原	京水採水地点)	水質監視地点に係	る浄水採水地点		主な		水質監視
番号	名 称	水源の 種 類	名 称	所在地	名 称	所在地	浄水施設名称	浄水方法	実施回数	実施者
14	酒匂川 (飯泉取水堰)	表流水	小田原市高田浄水場着 水井	小田原市高田	国府津公園	小田原市国府津	高田浄水場	急速ろ過		
15	小田原市第二水源地	深井戸	小田原市第二水源地調 整池	小田原市蓮正寺	小田原市魚市場	小田原市早川	第二水源地	消毒のみ		小田原市 水道局
16	小田原市根府川第二水 源地	湧水	小田原市根府川第二水 源地	小田原市根府川	根府川ヒルトン寮	小田原市根府川	根府川第二浄水 場	膜ろ過		
17	水無川	表流水	堀山下浄水場着水井	秦野市堀山下	堀之郷正八幡宮*	秦野市堀山下	堀山下浄水場	急速ろ過	年1回	
18	秦野市本町第10取水場	深井戸	秦野市本町第10取水場	秦野市曽屋	秦野市立きたばら児童 遊園地*	秦野市曽屋	六間配水場	ばっ気	年1回	秦野市水 道局
19	秦野市尾尻端取水場	深井戸	秦野市尾尻端取水場	秦野市上大槻	秦野市立今泉名水桜公園*	秦野市今泉	八幡山配水場	ばっ気		
20	座間市第2水源	浅井戸	座間市第2水源	座間市栗原	㈱高田屋内*	座間市さがみ野	第2配水場	消毒のみ		座間市上
21	座間市深井戸3号井	浅井戸	座間市深井戸3号井	座間市新田宿	座間市消防本部*	座間市緑ケ丘	第1配水場	消毒のみ		下水道局

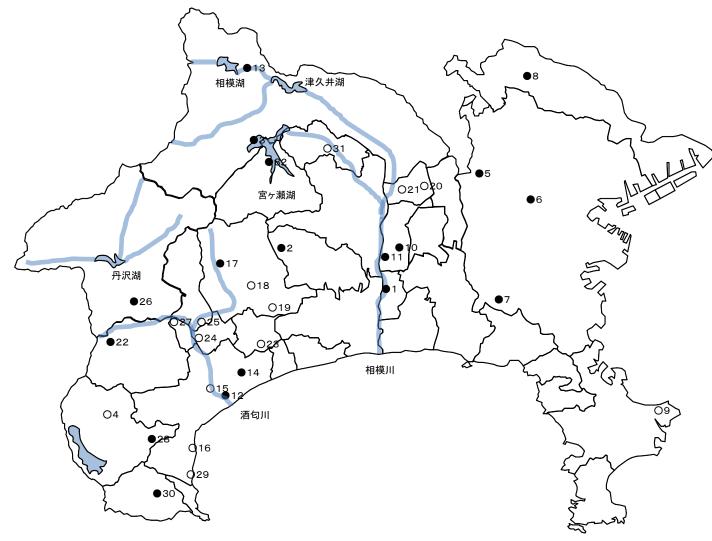
^{*} 他の水源からの水を混合して給水している。

表4-3 県認可水道事業者における水質監視地点

地図	水源名(原水取水地	点)	水質監視地点(原	原水採水地点)	水質監視地点に係	る浄水採水地点		主な		水質監視
番号	名 称	水源の 種 類	名 称	所在地	名 称	所在地	浄水施設名称	浄水方法	実施回数	実施者
22	南足柄市第2水源	表流水	南足柄市第2水源	南足柄市矢倉沢	南足柄市岩原公園	南足柄市岩原	矢倉沢浄水場	急速ろ過		神奈
23	中井町第3水源	深井戸	中井町第3水源	中井町藤沢	中井町農村環境改善センター*	中井町比奈窪	久所浄水場	消毒のみ		県保
24	大井町第7水源	深井戸	大井町第7水源	大井町金手	大井町第6分団詰所*	大井町篠窪	第2浄水場	消毒のみ		健 福
25	松田町宮下水源 (宮下1号井)	深井戸	松田町宮下水源 (宮下1号井)	松田町松田惣領	宮下公園	松田町松田惣領	宮下水源	消毒のみ		祖局(
26	皆瀬川	伏流水	山北町皆瀬川浄水場	山北町山北	前耕地浄水場	山北町向原	皆瀬川浄水場	急速ろ過		生 活
27	開成町第1水源	深井戸	開成町第1水源	開成町金井島	開成町消防第二分団*	開成町延沢	高台第1浄水場	消毒のみ	年1回	衛 生 部
28	天狗沢	表流水	箱根町葛原浄水場	箱根町湯本茶屋	湯本茶屋浄水場*	箱根町湯本茶屋	葛原浄水場	急速ろ過		環境
29	真鶴町江之浦第1水源	湧水	真鶴町江之浦第1水源	小田原市江之浦	岩監視所*	真鶴町岩	大猿山浄水場	消毒のみ		衛 生 課
1.30	湯河原町第2新崎川水源	表流水	湯河原町幕山浄水場	湯河原町鍛冶屋	鍛冶屋配水池	湯河原町鍛冶屋	幕山浄水場	急速ろ過		• 衛 生
31	愛川町戸倉第4水源	浅井戸	愛川町戸倉第4水源取 水井	愛川町角田	愛川町立田代保育園*	愛川町田代	戸倉浄水場	紫外線		研 究
32	塩水水源	伏流水	清川村宮ヶ瀬浄水場	清川村宮ヶ瀬	二天王高区配水池	清川村煤ヶ谷	宮ヶ瀬浄水場	急速ろ過		所)

^{*} 他の水源からの水を混合して給水している。

図1 水質監視地点の概略地図



注 ●は、水源が表流水・伏流水・ダム放流水・湖水の水質監視地点を、 ○は、水源が井戸水(深井戸・浅井戸)・湧水の水質監視地点を示す。

地図番号	水質監視地点名称
1	寒川共同沈砂池
2	大山浄水場着水井
3	鳥屋浄水場着水井
4	紫外線処理設備棟(下湯配水池内)
5	川井浄水場
6	西谷浄水場
7	小雀浄水場
8	長沢浄水場着水井
9	走水水源地
10	有馬浄水場着水井
11	社家取水管理事務所吸水井
12	飯泉取水管理事務所導水管
13	弁天橋(沼本調整池)
14	小田原市高田浄水場着水井
15	小田原市第二水源地調整池
16	小田原市根府川第二水源地
17	堀山下浄水場着水井
18	秦野市本町第10取水場
19	秦野市尾尻端取水場
20	座間市第2水源
21	座間市深井戸3号井
22	南足柄市第2水源
23	中井町第3水源
24	大井町第7水源
25	松田町宮下水源(宮下1号井)
26	山北町皆瀬川浄水場
27	開成町第1水源
28	箱根町葛原浄水場
29	真鶴町江之浦第1水源
30	湯河原町幕山浄水場
31	愛川町戸倉第4水源取水井
32	清川村宮ヶ瀬浄水場

表 5 水質監視に係る検査項目

(1) 水質基準項目 水質基準に関する省令(H15.5.30厚生労働省令第10 に掲げる水質基準項目のうち、塩素酸、クロロ酢酸 ロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、 酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジ メタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド(消毒副 物)及び味を除く項目。	き、クロ 臭素 ジクロロ
(2)水質管理目標設定項目	
厚生労働省健康局長通知 (H15.10.10 付け健発第 1 号) に掲げる水質管理目標設定項目のうち、亜塩乳 二酸化塩素、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラ 残留塩素、臭気強度 (消毒及び消毒副生成物に関す目) を除く項目 。 (農薬については、水源の周囲の 況、検査体制等により120項目のうち一部を省略とができる。)	素酸、 ール、 つ項 の状
監視地点 (原水) (3) その他 平成15年4月28日の厚生科学審議会答申「水質 見直し等について」において示された要検討項目、 ニア態窒素、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要 紫外線吸光度、浮遊物質量、浸食性遊離炭酸、全窒 りん、トリハロメタン生成能、生物のうち、水道事 が必要と認め、測定する項目。	アンモ
(1) 水質基準項目 表流水と同じ。ただし、明らかに藻類の発生のおそ い水源に関しては、臭気に関する項目(ジェオスミ 2 - メチルイソボルネオール)を除いた項目。	
地下水 湧 水 (2)水質管理目標設定項目 表流水と同じ。	
(3) その他 表流水と同じ。	
(1) 水質基準項目 水質基準項目のうち、塩素酸、クロロ酢酸、クロロム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸リハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメブロモホルム、ホルムアルデヒド(消毒副生成物)味。	き、総ト タン、
監視地点に係る浄水 (2)水質管理目標設定項目 水質管理目標設定項目のうち、亜塩素酸、二酸化塩 クロロアセトニトリル、抱水クロラール、残留塩素 強度。(消毒及び消毒副生成物に関する項目) ただし、消毒の目的で二酸化塩素を使用する場合を て、亜塩素酸、二酸化塩素については省略すること る。	、臭気 除い

5 水質検査施設

(1) 水質検査施設の現状

平成27年4月1日現在の神奈川県内の水質検査施設の現状は次のとおりである。

- ① 水道事業者等の検査施設
 - 主要 6 施設(国認可大規模水道事業者 4 、国認可水道用水供給事業者 1 、国認可中規模水道事業者 1) (表 6 1)
- ② 地方公共団体の検査機関
 - 6機関(神奈川県、保健所設置市の衛生研究所等) (表6-2)
- ③ 神奈川県内に検査施設を有する登録検査機関
 - 9機関(表6-3)
- ④ ③を除いた神奈川県を検査区域とする登録検査機関
 - 46機関(表6-4)

各検査施設において実施可能な検査項目は表7-1及び表7-2のとおりである。また、123の水質検査機関の概略地図を図2に示す。

ア 水道事業者等の水質検査施設

水道事業者等の検査施設の現状については「3 水質検査」で述べたとおりであり 国認可大規模水道事業者等の5事業者及び、中規模水道事業者である小田原市が検 査施設を設置し、自ら水質検査を実施している。

イ 地方公共団体の検査機関

地方公共団体の検査機関のうち、神奈川県衛生研究所及び横浜市衛生研究所については、水道水質基準の他、水質管理目標設定項目等の高度な検査の実施が可能となっている。

川崎市健康安全研究所、横須賀市健康安全科学センター、相模原市衛生研究所に おいては水道水質基準の一部の項目の検査の実施が可能となっている。

地方公共団体の検査機関に対する水道事業者等からの依頼検査数は少ない状況にある。

ウ 登録検査機関

登録検査機関においては水道水質基準の他、水質管理目標設定項目等の高度な水質検査に対応する機関も多い。神奈川県内に検査施設を有する登録検査機関は9機関である。神奈川県を検査区域とし、県外に検査施設を有する登録検査機関と併せて、県内の自己検査施設を持たない水道事業者等からの検査委託において主要な役割を果たしている。

表6-1 水道事業者及び水道用水供給事業者の水質検査施設の現状

水道事業者等名	名 称	所 在 地				
	水道水質センタ ー	高座郡寒川町宮山4058				
神奈川県企業庁企業局	寒川浄水場	高座郡寒川町宮山4271				
	谷ケ原浄水場	相模原市緑区谷ヶ原2-6-1				
	浄水部水質課	横浜市保土ケ谷区川島町522				
横浜市水道局	西谷浄水場	横浜市保土ケ谷区川島町522				
	小雀浄水場	横浜市戸塚区小雀町2470				
川崎市上下水道局	水道水質課	川崎市多摩区三田5-1-1				
川崎川上下水垣向	長沢浄水場	川崎市多摩区三田5-1-1				
横須賀市上下水道局	逸見総合管理センター水質試験室	横須賀市西逸見町2-10				
(世) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	有馬浄水場水質試験室	海老名市中河内1767				
	広域水質管理センター	海老名市社家4587				
	飯泉取水管理事務所	小田原市飯泉884				
神奈川県内	伊勢原浄水場	伊勢原市日向1297				
広域水道企業団	相模原浄水場	相模原市南区下溝2714				
	西長沢浄水場	川崎市宮前区潮見台4-1				
	綾瀬浄水場	綾瀬市吉岡887				
小田原市水道局	高田浄水場	小田原市高田401				

表6-2 地方公共団体の水質検査機関の現状

名 称	所 在 地						
神奈川県衛生研究所(本所)	茅ヶ崎市下町屋1-3-1						
同 上 (小田原分室)	小田原市荻窪350-1						
横浜市衛生研究所	横浜市金沢区富岡東2-7-1						
川崎市健康安全研究所	川崎市川崎区殿町3-25-13						
横須賀市健康安全科学センター	横須賀市日の出町2-14						
相模原市衛生研究所	相模原市中央区富士見1-3-41						

(H27.4.1現在)

表6-3 神奈川県内に検査施設を有する登録検査機関の現状

名 称	所 在 地
公益財団法人神奈川県予防医学協会	横浜市金沢区鳥浜町14-1
一般財団法人北里環境科学センター	相模原市南区北里1-15-1
株式会社江東微生物研究所	相模原市南区東林間5-16-7
オルガノ株式会社	相模原市南区西大沼4-4-1
ユーロフィン日本環境株式会社	横浜市金沢区幸浦2-1-13
株式会社ダイワ	平塚市東豊田369
クリタ分析センター株式会社	厚木市森の里若宮7-1
株式会社総合環境分析	横浜市緑区鴨居1-13-2
ヴェオリア・ウォーター・インダストリーズ・ジャパン株式会社 (H28.1.1ヴェオリア・ジェネッツ株式会社に吸収合併)	横浜市磯子区西町14-11

(H27.4.1現在)

表6-4 神奈川県を検査区域とする登録検査機関の現状

TO THANNE KEE	- 映とする登録候盆機関の現状 T
名 称	所 在 地
一般社団法人群馬県薬剤師会	群馬県前橋市西片貝町5-23-10
一般財団法人静岡県生活科学検査センター	静岡県焼津市塩津1-1
一般社団法人埼玉県環境検査研究協会	埼玉県さいたま市大宮区上小町1450-11
一般財団法人千葉県薬剤師会検査センター	千葉県千葉市中央区中央港1-12-11
一般社団法人東京都食品衛生協会	東京都板橋区徳丸1-19-10
内藤環境管理株式会社	埼玉県さいたま市南区大字太田窪2051-2
株式会社エヌ・イーサポート	東京都江戸川区東葛西4-19-5
平成理研株式会社	栃木県宇都宮市石井町2856-3
中外テクノス株式会社	千葉県千葉市緑区大野台2-2-16
環境未来株式会社	長野県東筑摩郡朝日村大字古見3757-1
株式会社科学技術開発センター	長野県長野市大字北長池字南長池境2058-3
一般財団法人東京顕微鏡院	東京都中央区豊海町5-1豊海センタービル
オーヤラックスクリーンサービス株式会社	東京都調布市富士見町4-16-4
環境保全株式会社	青森県平川市松崎西田41-10
株式会社メイキョー	山梨県甲府市徳行2-2-38
株式会社住化分析センター	大分県大分市大字鶴崎2200
株式会社静環検査センター	静岡県藤枝市高柳2310
いであ株式会社	東京都世田谷区駒沢3-15-1
株式会社東洋検査センター	静岡県伊豆の国市田京151-6
一般財団法人日本食品分析センター	東京都多摩市永山6-11-10
株式会社上総環境調査センター	千葉県木更津市潮見4-16-2
藤吉工業株式会社	愛知県名古屋市千種区末盛通2-13-2
株式会社山梨県環境科学検査センター	山梨県甲斐市竜王新町2277-12
前澤工業株式会社	埼玉県幸手市高須賀537
株式会社総合水研究所	東京都港区海岸2-6-30オカバ浜松町ビル6階
株式会社ウェルシィ	東京都東村山市恩多町1-14-1
東京テクニカル・サービス株式会社	東京都江戸川区西葛西7-29-17
エスク三ツ川株式会社	大阪府大東市三箇4-18-18
芝浦セムテック株式会社	静岡県沼津市大岡2068-3
株式会社ビー・エム・エル	埼玉県川越市的場1361-1
アクアス株式会社	茨城県つくば市緑ヶ原4-4
株式会社新環境分析センター	新潟県新潟市江南区祖父興野53-1
東海プラント株式会社	静岡県沼津市市道町6-7
株式会社ユーベック	千葉県木更津市久津間613
株式会社保健科学東日本	埼玉県鴻巣市天神3-673
株式会社ケイ・エス分析センター	大阪府富田林市錦織南2-9-2
株式会社トータル環境システム	大阪府大阪市平野区長吉六反3-16-22
株式会社環境計量センター	山梨県南アルプス市宮沢129-1
習和産業株式会社	千葉県習志野市東習志野3-15-11
日本総合住生活株式会社	埼玉県さいたま市桜区田島7-2-3
芙蓉化学工業株式会社	東京都杉並区和泉2-7-5
株式会社日本分析	東京都板橋区小豆沢2-26-14
株式会社MCエバテック	茨城県稲敷郡阿見町中央8-3-1
株式会社環境技研	東京都板橋区板橋4-12-17
株式会社イオ	東京都日野市旭が丘4-7-107
株式会社テクノサイエンス	滋賀県守山市水俣町2477 (H27 4 1租左)

表7-1 県内検査施設における検査実施可能項目の現状

	表7-1 県内検査施設における検査実施可能項目の現状											
区分	名	; 称	水質基準項目	水質管理目標設定項目(農薬類を除く)	水質管理目標設定項目(農薬類)	要検討項目	要検討農薬類	その他の農薬類	浄水処理等の工程管理	クリプトスポリジウム等指標菌	クリプトスポリジウム等原虫	放射性物質(放射性セシウム)
		水道水質センタ 一	0	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	0	0	0
	神奈川県企業庁企業局	寒川浄水場	Δ	Δ	×	×	×	×	Δ	×	×	×
		谷ケ原浄水場	Δ	Δ	×	×	×	×	Δ	×	×	×
		浄水部水質課	0	Δ	Δ	Δ	×	Δ	0	0	0	0
	横浜市水道局	西谷浄水場	Δ	Δ	×	×	×	×	Δ	×	×	0
水		小雀浄水場	Δ	Δ	Δ	×	Δ	Δ	Δ	×	×	×
道	川崎市上下水道局	水道水質課	0	Δ	Δ	Δ	Δ	×	Δ	0	0	×
事	/川崎 中工 水)	長沢浄水場	Δ	Δ	Δ	Δ	×	×	Δ	×	×	×
業	横須賀市上下水道局	逸見総合管理センター水 質試験室	0	Δ	Δ	×	×	×	Δ	0	0	0
者	[有馬浄水場水質試験室	Δ	Δ	×	×	×	×	Δ	0	×	×
等		広域水質管理センター	0	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	0	0	0
-17	神奈川県内 広域水道企業団	飯泉取水管理事務所	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	×	×
		伊勢原浄水場	Δ	Δ	×	×	×	×	Δ	Δ	×	×
		相模原浄水場	Δ	Δ	×	×	×	×	Δ	Δ	×	×
		西長沢浄水場	Δ	Δ	×	×	×	×	Δ	Δ	×	×
		綾瀬浄水場	Δ	Δ	×	×	×	×	Δ	Δ	×	×
	小田原市水道局	高田浄水場	Δ	Δ	×	×	×	×	Δ	×	×	×
		本所	0	0	Δ	Δ	Δ	×	Δ	0	0	0
地方	神奈川県衛生研究所	小田原分室	Δ	Δ	×	×	×	×	×	×	×	×
衛生	横浜市衛生研究所		0	Δ	Δ	Δ	×	×	Δ	0	0	×
研究	川崎市健康安全研究所		Δ	Δ	×	×	×	×	×	0	0	0
所等	横須賀市健康安全科学セ	ンター	Δ	Δ	Δ	Δ	×	×	Δ	Δ	×	×
	相模原市衛生研究所		Δ	Δ	×	×	×	×	×	×	×	0
	公益財団法人神奈川県予	防医学協会	0	Δ	×	×	×	×	Δ	0	×	×
	一般財団法人北里環境科	学センター	0	0	0	Δ	×	×	0	0	0	×
登県	株式会社江東微生物研究	所	0	0	0	×	×	×	Δ	0	0	×
録に	オルガノ株式会社		0	0	Δ	Δ	×	×	0	0	0	×
検査	ユーロフィン日本環境株	式会社	0	Δ	Δ	Δ	×	×	Δ	0	×	0
施 查設	株式会社ダイワ		0	Δ	×	×	×	×	×	0	0	×
を 機有	クリタ分析センター株式	会社	0	×	×	×	×	×	×	0	×	×
す 関る	株式会社総合環境分析		0	0	0	×	×	×	Δ	0	0	×
[N] 0	ヴェオリア・ウォーター ジャパン株式会社 (H28.1.1ヴェオリア・ミ 合併)	・インダストリーズ・ ジェネッツ株式会社に吸収	0	0	Δ	Δ	×	×	Δ	0	×	×

注 ○:全部の項目が実施可能 △:一部の項目が実施可能 ×:実施しない

表7-2 県外検査施設における検査実施可能項目の現状

	表7-2	帰外快 3	住肥政にわ	ける検査第		日の現仏					
区分	名 称	水質基準項目	水質管理目標設定項目(農薬類を除く)	水質管理目標設定項目(農薬類)	要検討項目	要検討農薬類	その他の農薬類	浄水処理等の工程管理	クリプトスポリジウム等指標菌	クリプトスポリジウム等原虫	放射性物質(放射性セシウム)
	一般社団法人群馬県薬剤師会	0	0	Δ	Δ	×	×	Δ	0	0	0
	一般財団法人静岡県生活科学検査センター	0	0	Δ	Δ	×	×	Δ	0	0	0
	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会	0	0	0	0	×	×	0	0	0	0
	一般財団法人千葉県薬剤師会検査センター	0	0	0	0	Δ	×	0	0	0	0
	一般社団法人東京都食品衛生協会	0	Δ	Δ	Δ	×	×	Δ	0	×	×
	内藤環境管理株式会社	0	0	Δ	Δ	×	×	Δ	0	0	0
	株式会社エヌ・イーサポート	Δ	×	×	×	×	×	Δ	0	×	0
	平成理研株式会社	0	0	0	Δ	Δ	×	0	0	0	0
	中外テクノス株式会社	0	×	×	×	×	×	×	×	×	0
	環境未来株式会社	0	0	Δ	Δ	Δ	×	Δ	0	0	0
	株式会社科学技術開発センター	0	0	0	0	Δ	×	0	0	0	0
	一般財団法人東京顕微鏡院	0	×	×	×	×	×	×	0	0	0
	オーヤラックスクリーンサービス株式会社	0	Δ	Δ	Δ	×	×	Δ	0	0	×
袖	環境保全株式会社	0	Δ	Δ	Δ	Δ	×	Δ	0	0	0
登奈	株式会社メイキョー	0	Δ	Δ	Δ	×	×	Δ	0	0	×
録県	株式会社住化分析センター	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×
検検	株式会社静環検査センター	0	0	Δ	Δ	×	×	Δ	0	0	0
登録 検査 機関神奈川県を検査区域とする	いであ株式会社	0	0	0	Δ	×	×	0	0	0	0
機と	株式会社東洋検査センター	0	Δ	Δ	Δ	×	×	0	0	×	×
巻る	一般財団法人日本食品分析センター	0	0	Δ	Δ	×	×	Δ	0	0	0
	株式会社上総環境調査センター	0	0	0	Δ	Δ	×	0	0	0	0
	藤吉工業株式会社	0	0	0	Δ	×	×	0	0	0	×
	株式会社山梨県環境科学検査センター	0	0	×	Δ	×	×	0	0	0	0
	前澤工業株式会社	0	Δ	Δ	Δ	×	×	Δ	0	0	×
	株式会社総合水研究所	0	×	×	×	×	×	×	0	×	×
	株式会社ウェルシィ	0	Δ	×	×	×	×	Δ	0	×	×
	東京テクニカル・サービス株式会社	0	0	Δ	Δ	×	×	Δ	0	0	0
	エスク三ツ川株式会社	0	Δ	×	×	×	×	Δ	Δ	×	×
	芝浦セムテック株式会社	0	0	×	Δ	×	×	Δ	Δ	0	×
	株式会社ビー・エム・エル	0	Δ	×	Δ	×	×	Δ	0	0	×
	アクアス株式会社	0	Δ	×	×	×	×	Δ	0	Δ	×
	株式会社新環境分析センター	0	0	Δ	×	×	×	Δ	0	Δ	×
	東海プラント株式会社	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×

注 ○:全部の項目が実施可能 △:一部の項目が実施可能 ×:実施しない

表7-2 県外検査施設における検査実施可能項目の現状

区分	名 称	水質基準項目	水質管理目標設定項目(農薬類を除く)	水質管理目標設定項目 (農薬類)	要検討項目	要検討農薬類	その他の農薬類	浄水処理等の工程管理	クリプトスポリジウム等指標菌	クリプトスポリジウム等原虫	放射性物質(放射性セシウム)
	株式会社ユーベック	0	Δ	0	Δ	×	×	Δ	0	0	×
	株式会社保健科学東日本	0	×	×	×	×	×	Δ	0	×	×
	株式会社ケイ・エス分析センター	0	×	×	×	×	×	Δ	×	×	×
	株式会社トータル環境システム	0	Δ	×	Δ	×	×	Δ	×	×	×
	株式会社環境計量センター	0	Δ	×	Δ	×	×	Δ	0	0	×
	習和産業株式会社	0	Δ	×	Δ	×	×	Δ	0	×	0
	日本総合住生活株式会社	0	Δ	Δ	Δ	×	×	0	0	Δ	×
	芙蓉化学工業株式会社	0	Δ	×	×	×	×	Δ	0	×	×
	株式会社日本分析	0	×	×	×	×	×	×	0	×	×
	株式会社MCエバテック	Δ	Δ	×	Δ	×	×	Δ	×	×	×
	株式会社環境技研	0	×	×	×	×	×	×	0	×	×
	株式会社イオ	0	0	0	0	Δ	×	0	0	0	×
	株式会社テクノサイエンス	0	0	0	0	Δ	×	0	Δ	×	×

注 ○:全部の項目が実施可能 △:一部の項目が実施可能 ×:実施しない



地図 番号	水質検査機関名称
1	神奈川県企業庁企業局水道水質センター
2	神奈川県企業庁企業局寒川浄水場
3	神奈川県企業庁企業局谷ケ原浄水場
4	横浜市水道局浄水部水質課
5	横浜市水道局西谷浄水場
6	横浜市水道局小雀浄水場
7	川崎市上下水道局水道水質課
8	川崎市上下水道局長沢浄水場
9	横須賀市上下水道局逸見総合管理センター水質試験室
10	横須賀市上下水道局有馬浄水場水質試験室
11	神奈川県内広域水道企業団広域水質管理センター
12	神奈川県内広域水道企業団飯泉取水管理事務所
13	神奈川県内広域水道企業団伊勢原浄水場
14	神奈川県内広域水道企業団相模原浄水場
15	神奈川県内広域水道企業団西長沢浄水場
16	神奈川県内広域水道企業団綾瀬浄水場
17	小田原市水道局高田浄水場
18	神奈川県衛生研究所(本所)
19	神奈川県衛生研究所(小田原分室)
20	横浜市衛生研究所
21	川崎市健康安全研究所
22	横須賀市健康安全科学センター
23	相模原市衛生研究所
24	公益財団法人神奈川県予防医学協会
25	一般財団法人北里環境科学センター
26	株式会社江東微生物研究所
27	オルガノ株式会社
28	ユーロフィン日本環境株式会社
29	株式会社ダイワ
30	クリタ分析センター株式会社
31	株式会社総合環境分析
32	ヴェオリア・ウォーター・インダストリーズ・ジャパン株式会社 (H28.1.1ヴェオリア・ジェネッツ株式会社に吸収合併)

(2) 今後の水質検査施設の整備及び役割分担

ア 水道事業者等の水質検査施設

「3水質検査(2)今後の水質検査体制の整備」のとおり。

イ 地方公共団体の検査機関

地方自治体の実状に応じて、県内水道事業者及び専用水道設置者に対する支援に 必要な行政検査が実施できるよう、引き続き水質検査施設の整備・充実を図り水質 検査技術の維持向上に努める。また、県認可水道事業者及び専用水道設置者に対す る危機管理対応について、支援を行う。

ウ 登録検査機関

検査施設をもたない中小規模の水道事業者の高度な委託検査の要求に応えるため、水道水質基準項目だけでなく、水質管理目標設定項目、要検討項目、クリプトスポリジウム等及び指標菌、その他の項目の検査の受託に対応できるよう水質検査施設の整備・充実を図り、高度な水質検査技術の維持向上に努めるとともに、水道事業者及び専用水道設置者に対して水質に関する情報提供、技術的助言を行う。また、水道事業者及び専用水道設置者が行う臨時の水質検査等の危機管理対応について、可能な範囲で積極的に支援を行う。

エ その他

国認可大規模水道事業者に共通する水源については、平成27年4月1日に当該 事業者が共同で設置した広域水質管理センターにおいて、定期的な水質検査を一元 的に実施し、水質検査結果の共有化や効率化を進める。

6 水質検査の技術向上

(1) 水質検査の精度管理及び信頼性確保の現状(表8-1、8-2)

ア 神奈川県の行う外部精度管理調査

神奈川県では、「神奈川県外部精度管理調査実施要領」に基づき、水道事業者等、地方公共団体の検査施設、神奈川県内に検査施設を持つ登録検査機関、県外に検査施設を持ち本県を検査区域とする登録検査機関のうち、神奈川県保健福祉局生活衛生部環境衛生課長が必要と認めたものを対象に、外部精度管理調査及び調査結果に基づく技術向上に関する研修会を実施している。

イ 水道事業者等及び地方公共団体の検査施設

神奈川県内の水道事業者等及び地方公共団体の検査施設のうち、水道水質基準の 全項目を実施している7検査機関は、国の実施する外部精度管理調査にも参加して いるほか、水道事業者等の5検査機関が水道GLPの認定を取得している。

ウ 登録検査機関

(ア) 県内に検査施設を有する登録検査機関

県内に検査施設を有する9の登録検査機関にあっては、すべて国の実施する外部精管理調査を受けているほか神奈川県が実施する外部精度管理にも参加し、他の自治体や検査機関の団体が実施する外部精度管理調査にもそれぞれ多くの機関が参加しており、外部精度管理調査には概ね積極的に参加している。また、水道GLPは2機関、IS017025は4機関が認定を取得している。

(イ) 神奈川県を検査区域とする登録検査機関

神奈川県を検査区域とする46の登録検査機関にあっては、1機関を除いて国の実施する外部精度管理調査を受けているほか、自治体及び検査機関の団体が実施する外部精度管理調査にもそれぞれ多くの機関が参加しており、外部精度管理調査には概ね積極的に参加している。また、水道GLPは10機関、IS017025は12機関が認定を取得している。

信頼性確保部門の設置は検査機関の登録要件となっており、55の全ての登録検査機関で専従の職員を配置している。

表8-1 県内検査施設の精度管理・信頼性確保体制の現状

					精 度 l 状 況			
				厚	神	他	そ	
区				生	奈	Ø	の	水質検査に関す
分			施	労	Л	都	他	る外部審査機関の認定取得状況
	名	称	主	働	県	県	の	*> #G/VC-2/X [1] -[V()/G
			体	省			団	
							体	
	神奈川県企業庁企業局力	×道水質センター		0	0	_	×	水道GLP
水道	横浜市水道局浄水部水質			0	0	_	0	水道GLP
事	川崎市上下水道局水道力	く質課		0	0	-	×	水道GLP
業	横須賀市上下水道局 逸見総合管理センターカ	、質試験室		0	0	ı	×	水道GLP
者等	神奈川県内広域水道企業 広域水質管理センター*			0	0	_	×	水道GLP
	小田原市水道局高田浄水	×場		_	0	-	×	
地	神奈川県衛生研究所	本所		0	0	_	×	
方衛	1年永川宋南 土明 九川	小田原分室		×	×	ı	×	
生	横浜市衛生研究所			0	×	ı	×	
研	川崎市健康安全研究所			0	0	ı	×	
究所	横須賀市健康安全科学も	ニンター		0	0	-	×	
等	相模原市衛生研究所			0	0	-	×	
	公益財団法人神奈川県	予防医学協会		0	0	I	0	
	一般財団法人北里環境和	4学センター		0	0	×	0	IS09001、 IS017025
登県	株式会社江東微生物研究	岩所		0	0	0	0	水道GLP、 IS017025
内 録に	オルガノ株式会社			0	0	×	0	IS017025
検 検査 施	ユーロフィン日本環境株式会社				0	0	×	IS017025
査設 を 機有	株式会社ダイワ			0	0	×	×	
する	クリタ分析センター株式会社				0	×	0	
	株式会社総合環境分析			0	0	0	0	水道GLP
	ン株式会社 (H28.1.1ヴェオリア・	-・インダストリーズ・ ジェネッツ株式会社に		_	0	×	×	
	併)				(110.7	3.31現在)		

表8-2 県外検査施設の精度管理・信頼性確保体制の現状

				精 度 〕状 況			
			厚	神	他	そ	
区		実	生	奈	の	の	水質検査に関す
分	名称	施	労	JII	都	他	る外部審査機関 の認定取得状況
	7H 1/47	主	働	県	県	の	
		体	省			∃	
						体	
	一般社団法人群馬県薬剤師会		0	_	0	0	水道GLP
	一般財団法人静岡県生活科学検査センター		0	_	×	0	水道GLP、 IS017025
	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会		0	_	0	0	水道GLP、 IS017025
	一般財団法人千葉県薬剤師会検査センター		0	_	0	0	IS017025
	一般社団法人東京都食品衛生協会		0	_	0	0	
	内藤環境管理株式会社		0	0	0	0	水道GLP
	株式会社エヌ・イーサポート		0	_	0	×	IS017025
	平成理研株式会社		0	0	0	0	水道GLP
	中外テクノス株式会社		0	_	0	×	
登奈	環境未来株式会社		0	_	0	0	水道GLP
録県を	株式会社科学技術開発センター			_	0	×	
検 査区	一般財団法人東京顕微鏡院			-	0	0	
機域と	オーヤラックスクリーンサービス株式会社		0	0	0	×	IS09001
関 関 る	環境保全株式会社		0	_	0	0	水道GLP
	株式会社メイキョー		0	0	0	0	水道GLP
	株式会社住化分析センター		0	_	×	0	
	株式会社静環検査センター		0	_	×	0	IS09001
	いであ株式会社		0	0	×	×	
	株式会社東洋検査センター			0	0	0	
	一般財団法人日本食品分析センター			0	0	0	
	株式会社上総環境調査センター			_	0	0	IS017025
	藤吉工業株式会社		0	_	×	×	水道GLP
	株式会社山梨県環境科学検査センター		0	_	0	×	水道GLP 3 31現在)

表8-2 県外検査施設の精度管理・信頼性確保体制の現状

			厚	神	他	そ	
区		実	生	奈	の	の	水質検査に関す
分		施	労	JII	都	他	る外部審査機関の認定取得状況
	名 称	主	働	県	県	の	
		体	省			団	
						体	
	前澤工業株式会社		0	_	×	0	
	株式会社総合水研究所		生 奈 の の の 労 川 都 他 働 県 県 の 団 体	IS017025			
	株式会社ウェルシィ	会社ウェルシィ		_	0	0	IS017025
	東京テクニカル・サービス株式会社		0	_	0	0	IS017025
	エスク三ツ川株式会社		0	_	×	0	
	芝浦セムテック株式会社		0	0	0	×	
	株式会社ビー・エム・エル		0	0	0	×	IS017025
	アクアス株式会社		0	0	0	0	
	株式会社新環境分析センター		0	_	0	0	IS017025
神 登 奈	東海プラント株式会社		0	_	0	×	IS09001
録県を	株式会社ユーベック		0	_	0	0	
検 査 機を検査区域とす	株式会社保健科学東日本		0	0	0	×	
	株式会社ケイ・エス分析センター		×	_	×	×	
関 す る	株式会社トータル環境システム		0	_	0	×	
	株式会社環境計量センター		0	_	0	0	IS017025
	習和産業株式会社		0	0	0	0	IS017025
	日本総合住生活株式会社		0	_	0	0	IS09001
	芙蓉化学工業株式会社		0	0	0	0	
	株式会社日本分析		0	0	0	0	
	株式会社MCエバテック		0	_	×	×	
	株式会社環境技研		0	_	0	0	IS09001
	株式会社イオ		0	_	0	0	
	株式会社テクノサイエンス		0	_	×		

(2) 水質検査の精度管理及び信頼性確保に関する計画

ア 水道事業者等の検査施設

内部精度管理を実施する他、国または神奈川県の実施する外部精度管理調査及び調査結果に基づく技術向上に関する研修会に今後も積極的に参加するとともに、必要に応じて水道 GLP の導入や ISO の認定取得など、引き続き技術向上、精度管理、信頼性確保に努める。

イ 地方公共団体の検査施設

内部精度管理を実施する他、国または神奈川県の実施する外部精度管理調査及び 調査結果に基づく技術向上に関する研修会に参加するとともに、危機管理時におけ る水質検査及び必要な行政検査が円滑に実施できるよう、引き続き水質検査に関す る技術向上、精度管理、信頼性確保に努める。

ウ 登録検査機関

内部精度管理を実施する他、参加が義務づけられている国の外部精度管理調査に加えて、神奈川県又は他の自治体及び検査機関の団体が実施する外部精度管理調査にも積極的に参加する。必要に応じて ISO 等の外部審査機関の認定を取得するなど、水質検査に関する技術向上、精度管理、信頼性確保に努め、信頼性確保部門を積極的に活用していく。

工 神奈川県保健福祉局

神奈川県保健福祉局は引き続き水道事業者等、地方公共団体の検査機関、登録検査機関を対象として、外部精度管理調査及び調査結果に基づく技術向上に関する研修会を実施する。なお、外部精度管理調査の実施についての詳細は、「神奈川県外部精度管理調査実施要領」で定める。

7 連絡調整体制

(1) 連絡調整体制に関する基本方針

水道水質管理計画を円滑に推進し、水質汚染事故等に迅速かつ適切に対応するため に連絡調整体制の基本方針を次のとおりとする。

- ア 各水道事業者等・専用水道の設置者は、水源の汚染を早期に発見し、水質汚染事故時に迅速な対応をとるために、関係行政機関及び水道事業者等間の連絡体制を明確にする。
- イ 表流水を水源として利用している水道事業者等は、その水系ごとに事業者間にお ける連絡体制を明確にする。
- ウ 関係行政機関は、他の行政機関及び水道事業者等との定期的な会議の開催及び緊 急連絡先名簿の作成などを行い、円滑な連絡調整体制の維持に努める。

(2) 各機関の役割分担

ア 水道事業者等・専用水道の設置者

- a 水道事業者等ごとに関係行政機関との連絡体制を明確にするとともに、各水道 事業組織内部の緊急連絡体制を構築し、常時機能するよう整備しておく。
- b 同一水系表流水を水源として利用している水道事業者等は、相互の連絡体制を 明確にする。
- c 水道水源付近及び上流地域において、「浄水処理対応困難物質」などの水道原水 の汚染源及び汚染源となるおそれのある事業場、生活排水処理施設、廃棄物処理施 設及び畜産施設並びに農薬の使用状況等の把握に努める。

- d 「浄水処理対応困難物質」を水道水源に排出する可能性のある事業場が水道水源の上流にある水道事業者等は、排出側での未然防止が図られるよう、当該物質が浄水処理では対応が困難である旨を環境行政部局、関係事業者等への情報提供に努める。
- e 水道水源の汚染およびテロ対策として、水源の監視、水道施設の安全対策を強化し、 また、必要に応じてバイオアッセイ、自動水質監視機器の導入、汚染事故等の早期発見 に努める。
- f 水道原水又は浄水の水質検査結果により、病原生物を検出した場合、水道水質基準に適合しない場合、水質に明らかな異常を認めた場合、汚染の可能性があり人の健康を害するおそれがあると判断される場合及び「浄水処理対応困難物質」が水道水源に流入するなど水源における水質汚染事故が発生し、他の水道事業や地下水に影響を及ぼすおそれのある場合は、水道事業者等は図3「水道水質管理計画における各機関の連携図」に基づき直ちに水道行政を所管する県保健福祉局生活衛生部環境衛生課に報告するとともに、必要に応じて関係機関に連絡するものとする。

イ 県保健福祉事務所等

- a 県認可水道事業者及び専用水道の設置者に対して、適切な助言、指導を行う。
- b 水道事業者等及び専用水道の設置者から水質汚染事故等が発生した旨の報告を受けた 場合及びその他必要と判断される場合は、図3の連携図に基づき関係機関に必要な指導、 情報提供及び報告を行う。

ウ 県保健福祉局生活衛生部環境衛生課

- a 厚生労働省、市、県保健福祉事務所等行政機関、水道事業者等、登録検査機関等関係 機関の連絡調整を行う。
- b 水道事業者等に対して、適切な助言、指導を行う。
- c 保健福祉事務所等、水道事業者等、大気水質課その他関係機関から水質汚染事故等の 連絡を受けた場合及びその他必要と判断される場合は、図3の連携図に基づき必要な指 導及び情報提供を行う。

工 登録検査機関

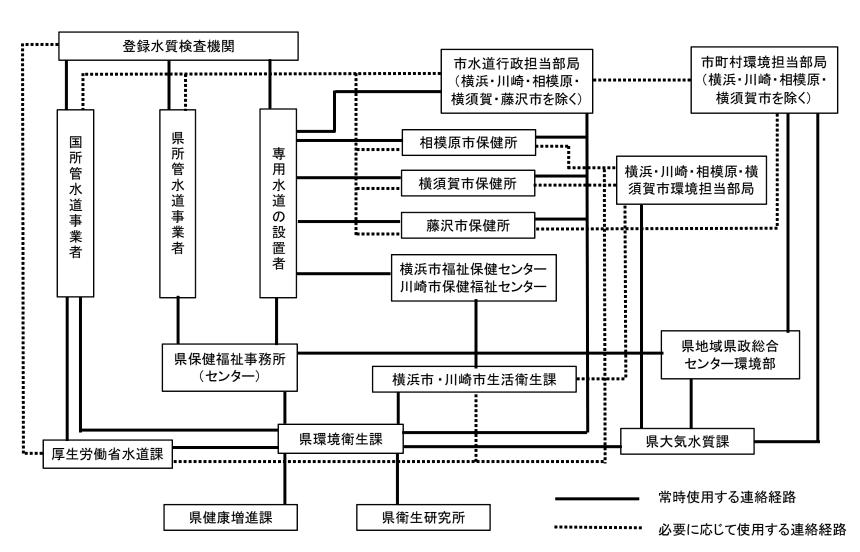
水道事業者等及び専用水道の水質検査を実施し、病原生物の検出、水道水質基準に適合しない等水質に異常を認めた場合、汚染の可能性があると判断される場合及びその他必要と判断される場合は、図3の連携図に基づき速やかにその結果を検査依頼者あて通報するとともに、関係行政機関に報告するよう助言する。

才 保健所設置市衛生担当部局・市水道行政担当部局

専用水道の設置者から水質汚染事故等の報告を受けた場合は、当該専用水道施設の指導を行うとともに必要に応じて関係機関に情報提供を行う。

カ 県及び市町村環境担当部局等

図3の連携図及び「公共用水域における汚水、廃液等による水質事故対策要綱」(神奈川県環境農政局環境部大気水質課)に基づき、関係機関に対して適切な情報提供を行う。



神奈川県水道水質管理計画(平成28年3月)

発行者 神奈川県保健福祉局生活衛生部環境衛生課 横浜市中区日本大通 1

TEL 045-210-1111 (代)